

地震・水害で被災された 方の法律相談が無料になり ます！！金沢弁護士会の 弁護士にご相談ください。

石川県では、令和4年6月、能登半島珠洲地震が発生し、さらに同年8月には加賀地方を中心とする水害が発生いたしました。被災された方には心からお見舞い申し上げます。

金沢弁護士会では、これらの災害を対象として、被災者や関係者などに対する支援のために当会が運営している法律相談センターの相談料を無料（※）にいたしました。また、面談相談が難しく電話による相談を希望される方には、電話による法律相談も可能です。

是非、ご利用ください。

※ 無料当法律相談の対象者は、以下のような方です。自分が該当するかご不明な場合には当会にご連絡ください。
なお、能登法律相談センター（開催場所：能登町、珠洲市）については、本件にかかわらず相談料が無料です。

- ① 対象災害の被災者と認められる方
- ② 対象災害に関する法律相談を希望する方
- ③ 上記珠洲地震の時に珠洲市の居住していた方

※ 相談時間は、30分です。

ご相談はご予約が必要になりますので、ご相談を希望される方は予め金沢弁護士会にご予約のご連絡をお願いします。

金沢法律相談センター

場所：金沢弁護士会館
曜日：毎週月～金
時間：午後1時～3時50分

小松法律相談センター

場所：小松商工会議所
曜日：毎週 木
時間：午後1時～3時50分

七尾法律相談センター

場所：七尾パトリア5階
曜日：毎週 木
時間：午後1時30分～4時20分

能登法律相談センター

- ①場所：珠洲市産業センター
曜日：原則第1金曜日
時間：午後1時30分～4時20分
- ②場所：能登町役場
曜日：原則第4金曜日
時間：午後1時30分～4時20分

法律相談センターとは、金沢弁護士会が石川県各地で開催している法律相談会です。詳しくは、当会のホームページをご確認ください。